

## 業務等質問・回答書

提出日：令和7年12月22日

発注機関名	長野県林務部森林づくり推進課	公告日	令和7年12月17日
業務名 業務箇所名	令和7年度ツキノワグマ緊急出没訓練業務		
質問内容	<p>公募型プロポーザル方式実施公告中の「2 応募資格要件 (7) 過去5年間に、国又は地方公共団体から発注された市街地におけるツキノワグマ出没の緊急対応訓練を目的とした業務かつ野生獣類への麻醉銃を使用した業務の履行実績を有していること。」の要件について、お尋ねします。</p> <p>当社は、大手損害保険会社系リスクコンサルタント会社として、地公体からの研修業務の受託実績にあっては豊富な経験を有しております。</p> <p>しかし、今年度から鳥獣害リスク対策業に参入し、緊急銃猟に係る訓練メニュー等を開発したため、現時点で当社単独では前記要件を満たさないところ、前記要件に定める業務履行実績につき、前後段ともに実績を有する者と共同で、本件業務に当たることを想定しているところです。</p> <p>この場合、当社と共同で実施する者が前記要件を満たしていれば、前記要件を充足するものと認められますでしょうか？</p> <p>具体的には、当社が貴庁から受託（委託先）し、A社を貴庁の許可を得て再委託先として、本件業務のうち「①ツキノワグマ緊急出没訓練の実施」について、当社が独自に開発したメニューをベースに同社の支援を得ながら当社で実施し、「②ツキノワグマ麻醉捕獲技術研修」についてA社にて実施したいと考えております。</p>		

回答日：令和8年1月5日

回 答	当業務の実施公告 2 応募資格要件に「公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません」と記載しており、再委託先ではなく「応募する者」の必要な資格要件を記載しております。このため、再委託先の資格要件（実績）のみでは、応募資格要件を満たすことはできません。 また、同実施公告 6 (3)②に記載のとおり、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできないこととしております。
--------	---